平成24年第4回定例会会議録(第2号)

平成24年12月7日

〇出席議員(25名)

 \equiv 1番 森 大 輔 君 2番 重 忠 昭 君 手 束 貴 上 生 3番 裕 君 4番 野 泰 君 5番 森 Щ 義 治 君 6番 穴 井 宏 君 7番 荒 加 藤 信 康 君 8番 金 卓 雄 君 9番 松 章 \equiv 10番 隆 生 Π 君 市 原 君 11番 玉 実 久 夫 君 12番 猿 渡 久 子 君 13番 吉 冨 英三郎 君 14番 黒 木 愛一郎 君 15番 平 野 文 活 君 16番 松 Π 峰 生 君 17番 哲 男 君 18番 堀 本 博 行 君 野 19番 Ш 本 成 君 20番 永 井 正 君 三ヶ尻 21番 正 友 君 22番 江 藤 勝 彦 君 23番 河 野 数 則. 君 24番 泉 武 弘 君 25番 藤 正 君 首

○欠席議員(な し)

○説明のための出席者

市 長 浜 田 博 君 副 市 長 友 永 哲 男 君 副 市 長 阿 南 俊 晴 君 教 育 長 寺 岡 悌 君 水道企業管理者 Ш 勇 君 総 務 部 長 枀 堀 秀 樹 君 画 部長 大 野 光 章 君 建 設 部 長 糸 永 好 弘 君 ONSEN ツーリズム部長 亀 井 京 子 君 生活環境部長 永 井 正 之 君 福祉保健部長 伊 慶 典 君 消 防 長 渡 邉 正 信 君 藤 兼福祉事務所長 教 育 次 豊 永 健 司 君 政策推進課長 尾 隆 君 長 稲 職 員 課 隆 君 自治振興課長 博 秋 君 長 樫 Ш 士 湊 自治振興課参事 輪 利 温泉 課長 月 生 君 江 正 社会福祉課長 農林水産課長 安 部 恵 喜 君 福 澤 謙 君

高齢者福祉課長 中西康太君 道路河川課長 岩田 弘君

下水道課長 屋田禎弘君 スポーツ健康課長 平野俊彦君

○議会事務局出席者

長 参事兼調査係長 宮森久住 檜 垣 伸 晶 局 次長兼議事係長 浜 崎 憲 幸 次長兼庶務係長 小 野 大 介 主 査 河 野 伸 久 主 査 溝 部 進 一 甲斐俊平 任 波多野 主 任 主 博 池上明子 事 山 本 佳代子 主 任 主 桐生能成 速 記 者

○議事日程表(第2号)

平成24年12月7日(金曜日)午前10時開議 第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1 (議事日程に同じ)

午前9時59分 開会

○議長(松川峰生君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。 〇 25 番(首藤 正君) 今議会に提案されました議案について、自民党議員団を代表して若 干の質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、議第92号平成24年度別府市一般会計補正予算(第6号)の中から、歳入 についてお伺いしたいと思います。

歳入の中で2ページまたは11ページ、9ページに関連しますけれども、地方交付税、今回補正が上がっております。今回のこの地方交付税の補正で、これが大体別府市にとってもらう金額が終わりになるのかどうか。そして、この金額は既に別府市に入っているのかどうか。そして、トータルは84億8,700万になりますけれども、この金額は前年に比べてどのようになっているのかが1つ。

それから、同じ歳入の中で基金から繰入金が3億ほど入っておりますけれども、前回の議会で不用金として7億5,500万ほど基金に繰り入れましたけれども、その際、議会から、やるべきことがあるのではないかという指摘を受けましたけれども、今回のこの3億は、そのやるべきことをやるための基金から取り崩しての歳入なのか。前回は7億5,000万を繰り入れて、今回は3億ほどまた逆に繰り入れているという現象が起こっていますけれども、この2つについて説明をしていただきたいと同時に、今後、基金を含めて財政運営がどのようになっていくのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

まず、1点目の地方交付税についてです。今回は、地方交付税法第10条の規定により、総務大臣が決定した確定額をもとに追加計上しております。通常、交付税は4月、6月、9月、11月の4回に分割して交付されます。収入状況でございますが、今年度は特例公債法案の成立がおくれたため、通常より若干遅れましたけれども、11月19日に全ての額が交付され、収入済みとなっております。したがって、一時心配された資金繰り等の財政運営の影響は回避されたというふうに理解しております。

それから2点目。基金についてでございます。今回の補正予算では、今御指摘のとおり3億円ほど財政調整基金のほうから財源充当をしております。その内容は、社会保障関係費や防災対策費、それから通学路の安全確保のために緊急に整備する必要がある道路改修費、そして前倒しで実施する国庫補助事業などとなっております。特に経済対策という位置づけはしておりませんけれども、公共事業費については約2億6,000万円計上しており、事業の前倒しにより地域経済へのプラス効果が期待できるものと考えております。

それから最後、3点目でございます。今後の財政運営、基金運用の予定でございますが、また3月補正では勧奨退職者の退職手当等、追加が現時点で想定されているために、最終的に基金の取り崩しの累計額は、先ほどお話があった9月補正で積み立てた額と同程度になると考えております。基金につきましては、このように1会計年度内に変動する財政事情に備えた財源留保機能と、後年度の財政負担を考慮した年度間の財源調整としての機能がありますので、今後とも円滑な財政運営を行っていくために、財政収支のバランスに配慮しながら基金運用を行っていきたいというふうに考えております。

○25番(首藤 正君) 国の特例法案で入ってくるのがおくれるのではないかと思っていましたけれども、その支障がなかったということ。そしてまた、これを見ますと、前年度対比地方交付税は1.6%ほど増額されておりますし、また、これは来年度に向けての基礎知識になるのではないか、このように思いますし、基金からの繰り入れについては、これか

らの議論の中でまたたびたび出てまいりますので、何かありましたら、答弁をいただきたいと思います。財政運営については、注意をもって有用な財政運営をしていただきたい、このように願っております。

次へ行きます。同じく 92 号の 7 ページ、繰越明許。これについて農林水産費、土木費、 教育費から上がっておりますけれども、小さな工事名とか、そういうことは要りませんが、 なぜ繰越明許になったのか。農林、土木、教育の順に説明願いたいと思います。

○農林水産課長(安部恵喜君) お答えをいたします。

今回のこの事業につきましては、国の定めました農業体質強化基盤整備促進事業要綱に基づき、内成で3カ所、東山で2カ所、天間1カ所の計6カ所の、農道の改修を実施するものでございます。本工事に要する経費として補正計上させていただいております。この事業は、年度内の完了をということでございまして、繰り越ししないことが前提となっております。不可抗力によって繰り越しとなることが想定されるため、県との協議の結果、1,320万円について繰り越し手続をさせていただくこととなりました。

その理由でありますが、施工箇所が山間部の土木事業であることから、悪天候、それから凍結等の影響を受けた場合には、工期を延長せざるを得なくなることが想定されます。 そのため繰越明許費として計上させていただいております。

なお、工期につきましては、60 日程度を見込んでおりまして、天候等の影響を受けない場合につきましては、年度内に事業を完了するという計画でございます。

○道路河川課長(岩田 弘君) お答えいたします。

今回、補正予算計上のうち、繰り越しをお願いしております2事業の理由を御説明いたします。

初めに、道路維持に要する経費は、安心・安全な道路環境を確保するため、緊急に対策が必要な市道の舗装や側溝を改修するもので、議決後に予算執行を行った場合、1番目に、3月完成までに時間的な余裕がない。2番目といたしまして、年度末の道路掘り返しを自粛し、利用者への負担を軽減する。最後に、工事場所が主要な通学路であり、児童の安全確保のため、春休み期間を利用した施行が望ましいと思っております。

次に、地方道路整備全国防災事業に関する経費については、国の社会資本整備総合交付金を活用しての新規事業でございます。幹線市道2路線の危険箇所ののり面の防護、道路拡幅を行うものであります。今後、測量設計等を行い事業を進めてまいりますが、工事施行については、年度内の完成が望めません。

以上の理由により、事業費の一部について繰り越しをお願いするものであります。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) お答えいたします。

繰越明許をお認め願うものは、体育施設整備工事、2つございます。1つは、市民体育館非常用発電機改修工事でございます。非常用の発電機は、昭和55年11月の市民体育館の設立に伴って設置をいたしまして、定期保守点検をしてまいりましたが、昨年10月にふぐあいが発覚をし、12月に使用できない状況となってしまいました。発電機は、火災等災害時の利用者の安全確保等に欠かせないものですので、このたび更新工事をいたしたいというものでございます。議決後は、1月中旬に指名競争入札によりまして選定された業者と委託契約により発注し、納品後、5月の工事、試運転等を予定してございます。

2つ目は、温水プールのカーテンウォール改修工事ほかでございます。本年8月、プール側面の鉄柱と窓ガラスの面をつなぐブラケットがさび、腐食が進み、鉄柱との剥離が多いことが判明をしまして、9月中旬、2週間建物点検をいたしました。このたび、あわせて壊れて使用できない状況のカーテンウォールの改修工事を行いたいと思うものです。議決後、1月に入札、物品採寸の上発注、納品後、3月から4月にかけまして約1カ月間の工期を見込んでおります。

いずれも年度内に終了しないことが判明をいたしましたため、繰越明許をお願いするものでございます。

○25番(首藤 正君) 今説明を受けました。この予算の中には本年度末までにやらなければならない本来の予算も入っている。だから、繰越明許はおかしいんですね。

それから、土木関係も春休みに工事をするとか、そういうことではちょっといかんと思いますね。こういう問題は、もう早くからわかっていることです。早く着工すべきだと思います。9月で私が言った基金積み立てを7億5,000万もやるときに皆、これは着工しておくべき事業だ、このように判断されます。

特に農林のほうは、繰越明許で工事をやりますと、もう農繁期に入ってくるのですよ、 田植え時期に。そういうことでは絶対いけないことね。

それから、土木のほうは、工事が1月、2月になるとコンクリートにものすごく影響を 及ぼす。いい工事ができない、そういうこともあるのです。

そして最後、けしからんのは教育委員会。何ですか、これ。昨年の10月、市民体育館、ふぐあいが生じた。これは人命に関する問題です、ここは。何で今ごろ予算が上がってくるのですか。プールもそうでしょう。相当前からなっているのをほったらかしているのですね。本会議でも、教育委員会の施設の管理のあり方の指摘を受けたでしょう。特に市民体育館なんか、人命に関するような故障場所をずっと放っておいて、そして今になって予算を上げてきて、それも繰越明許。とんでもない話。9月の議会で、あれだけ予算が余って基金に積み立てるなら、何でそのときにあなたたちは工事をしないのですか。これは本当に頭にくる。教育委員会として課長、やっぱり施設管理はもっと徹底してやらなければいかんですね。去年の10月に故障して、だめだというのがわかっておるのに、今ごろ予算が上がってくる。それも繰越明許。これは本当に緊急を要する事態なのだから、いつの補正でもぽっと上げてきて措置しなければいかん、そのように思います。

今回のこの繰越明許については、非常に不愉快な、安易な考えの予算の流用だ、このように思います。今後できるだけ、やるべきことを早くやって措置をしていただきたい、このように思います。

次へ行きます。次に、職員人件費の減が、今回 7,500 万というものすごい金額が上がっているのですね。この減額の理由、なぜこんなに人件費が減ったのかということが 1 つ。

それから、勧奨退職が本年度で切れてしまいます。ことしで終わりですね。その退職者がもう決まっているのが何人おるのか。そして、その退職金は幾らになるのか説明してください。

〇職員課長(樫山隆士君) お答えをいたします。

まず、人件費の減額補正の理由でございますけれども、この理由の主なものは、予算編成時以降の昇格・昇給等による費目間の調整、それと、育児休業者や休職者の発生による支出不用になった部分の減額、これが主なものでございます。

それから、次、2点目でございます。今年度の勧奨退職者数の予定と退職金の見積額でございますが、予定者は現在のところ13名でございます。その総額は概算で3億6,000万程度というふうに見込んでおります。

○25番(首藤 正君) 今話を聞いて、非常におかしいですね。今議会 12 月議会で 7,500 万の人件費減額を出す。 3 月議会で退職金が 3 億何ぼ要る。増額補正しなければならないのですね。予算というのは年度内でやってきていますが、勧奨退職で予算が、退職金が 3 億以上も要るということがわかっておれば、年度当初から定年退職はわかっていますから、この予算に入っていると思います。私らは、人件費 7,500 万が減ったとなると、もうあと 3 月だけだから、年間でこれだけ節約できたのかな、予算を見たらこう思うわけです。ところが、裏を返せば、 3 月になったら、12 月議会で人件費減額、 3 月で人件費増額の

予算を出す。おかしい。そして、勧奨退職者がもうわかっているのだったら、逆ですよ。今議会に減額の人件費を出すのではなく、増額予算を出してもいいのではないですか。勧奨退職これだけあります、これに退職金を出すとね。そして退職金支払いに備えるというのが、本来の姿勢ではないかと思います。どうも考え方で何か勘違いをさせるような予算のこういう決め方は余りしてほしくないな、このように思いますので、意見として述べておきます。

次に行きます。議第 95 号特別会計予算。この中で、下水道事業の中で施設整備費の減額が 2 億 1,000 万ほど上げられていますが、この理由を述べてください。簡単で結構です。

○下水道課長(屋田禎弘君) お答えをいたします。

施設整備費の減額の主な内容について、御説明をいたします。

社会資本整備総合交付金の内示により通常分が 7,800 万円減額となり、そのため、これに伴います事業費 1 億 5,600 万円を減額しております。また、同じ交付金でありますが、全国防災分、これが 4,550 万円の事業費 9,100 万円のうち、入札結果による不用額 5,000 万円を減額しております。

- ○25番(首藤 正君) 今、課長の話を聞きますと、社会整備の総合交付金、この内示が7,800 万減額された。これは、当初計画から計画されたのですから、計画の仕方がどうだったの かという議論は、また別の機会にやりますけれども、この減額があった。大きいのは、全 国防災分の入札による差額が出ているということです。これは大きいですね。この入札差 額というのはどういう事業で、予定価格に対してどのような入札だったのか、ちょっと説 明してください。
- ○下水道課長(屋田禎弘君) お答えをいたします。

この全国防災分につきましては、下水道課といたしましては、管渠の長寿命化計画の策定、また中央浄化センター、また各中継ポンプ場の耐震診断の委託業務でございます。これらを入札した結果の、不用額5,000万円が発生したということでございます。

また、予定価格に対しまして、入札価格 42.7% ということでございます。

○25番(首藤 正君) ちょっと調べてみますと、今、課長から説明があったように、管渠の長寿命化の計画策定、これはやっぱり入札している。それから、中央浄化センターの耐震診断も入札している。それから中継ポンプ場です、何カ所かあります。これも耐震補強の入札をしている。

ところが、工事に関しては契約検査に行くのですね。それ以外のは、下水道課で勝手に入札できるのです。それで、これを調べてみますと、長寿命化の策定は、入札して落札率24.4%、それから中央浄化センターの落札率47.8%、中継ポンプ場の落札率38.4%、猛烈に低いのですね。でも、これを見ると、担当課の予算策定が間違っているのではないという感じがする。この予算が、落札で余ると県や国に返してしまうのですね、お金を。余りにも差が大き過ぎる。それで、契約検査の課長にお聞きしました。あなたのところが担当している分はどうですかと聞いたら、学校なんかの耐震検査をやっておるのですね。耐震検査に要した委託料、ことしになって7件ありました。落札率81.96%、これは普通だと思います。

下水道課長、どうしてこんなに落札率が低いのですか。低いのは、私たち税金を使う立場からいけば低いほうがいいです。例えば、学校の校舎を壊すとか物を壊すときは、最低価格は決めなくていいです。何ぼ安くてもいいのですから、壊すのですから。そういうことからいきますと、これも耐震検査等ですから、安いほどいいのですけれども、しかし、あなたたちが査定した価格と違ってこんな落札率になるのか。何かあったらちょっと説明してください。

○下水道課長(屋田禎弘君) お答えをいたします。

今回の入札に関してでございますが、契約事務規則では、委託業務につきまして最低基準価格は設けられておりません。以上、そういうような理由でこのような結果が生じたのだと考えております。

○25番(首藤 正君) やっぱり何か原因がある。その原因は、恐らく課長なんかは大体わかっているのではないか、本会議では言えないのではないかと思いますけれども、やっぱりこれだけ落札率が下がってくると、対策を何か考える必要があるのではないかと思うし、難しい問題です。私は、契約検査の落札率をみて、これは普通だな、こう思いましたけれども、ちょっとやっぱり下水の落札率は異常。24%なんていうのは考えられないですね。その原因調査をしっかりしていただきたい。そしてまた、機会があればその調査内容をお聞きしていきたい、このように思います。

最後の質問に入ります。最後は議第 104 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の制定について。これについてお伺いしたいと思いますが、今回、このセンターの設置及び管理に関する条例が提案されて、あわせて労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止がなされております。この条例案を見ますと、今まで市長が推進委員会の本部長としてやってきました。私たちもこの男女共同参画については、別府市がモデルになるような立派なものをつくってもらいたい、議会挙げて応援をしてきました。これからも応援をしていきます。

しかし、今回の条例を見ますと、「ええっ」と、こう思ったのですね。この条例案を見ますと、これは労働者福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止して、新しく男女共同参画センターの条例をつくった。ところが、中身は、今までの福祉センターの運用に男女共同参画が巻き込まれて、手伝うというような条例にとれる。言えば、この条例は軽過ぎるということです。そして、しばらくはごっちゃですね、労働者福祉センターの今の運用と。廃止したなら廃止をした時点で、センターをどのように考えていくかということを条例の中に織り込まなければいけないと思うのです。私から言わせれば、自民党議員団から言わせれば余りにもお粗末過ぎる。

男女共同参画は、平成 11 年に男女共同参画社会基本法というのがつくられて、その後、 平成 18 年に別府市男女共同参画推進条例が設置された。一番新しいのは、平成 21 年別府 市男女共同参画センター検討委員会の別府市男女共同企画センター(仮称)の設置及び管 理に関する条例の方針案が、市長のほうに答申されていますね。そして、じっと経緯を見 てみますと、市長を本部長として庁内で検討されておる。その中身は場所をどこにするか、 そればかりですよ。中身をどうするかという検討が余りなされていない。

そして、この条例を見ると、この設置に関する基本方針を検討委員会から市長に答申されたことが網羅されているかというと、余り影響を及ぼしてないような気がするのです。特にこの方針の中では、一つ、相談機能、2つ目、交流機能、3番目、情報機能、4番目、学習機能、これらを重点的に実施していくべきだ、こう書いておる。この中の事業、センターは、次に掲げる事業を行うと書いておる。この4つの方針が網羅されていない。それから、目的外使用の禁止、こう書いているのです。ところが、今まで利用券を発行していますよね、福祉センターの体育施設で利用できる。それはそのまま使えるようになっているのです。もうごっちゃなのです。

これからセンターの機能をつくり上げていくのですけれども、やっぱり一番重要な相談室はどうするかとか、そして簡単に使用料も条例の中に入っているのです。会議室、研修室、講習室、和室1、和室2、これは今までの福祉センターに入っている、みんな。それにトレーニング室、体育室、これも今までの福祉センターの中に含まれた条例で入っているのです。使用料の金額、高いですね。教育委員会の地区公民館なんかと比べると、高いのですよ。男女共同参画に参加させるのだったら、この辺も十分考えていかなければなら

ない。そして、男女共同参画にトレーニング室とか体育室、卓球、バドミントン、どう関連があるのでしょうか。昔のままのをそこに持ってきて、これは男女共同参画と関係ない施設まで上がってきている。

ここで、私は今まで使っている体育室、卓球、バドミントンやトレーニング室、これを廃止せよとか要らないとか言いません。男女共同参画は新しい形で別府市が立ち上げて、よそにないものをつくろうとするならば、この施設をどうして男女共同参画の活動の中に生かしていくかということを考えて、今回の条例の中に反映させなければいけないと思うのですよ。昔の、そのままの、福祉センターのままのことをここに書いて、こんなお粗末な条例は私はないと思う。例えばトレーニング室とか体育室とか、こういうものはやっぱりネーミングを変えて、男女共同参画のためにこれをどういうふうに利用するかということを考えていかなければならない。

そして、あそこに温泉がありますよね。あの温泉の利用なんて、今は使用者が汗を流すためにただで入る、ただというわけですね。体育室や使用料の中に含まれていると思いますけれども、それらもあの温泉を男女共同参画の運営の中でどう活用するかとか、あの広い体育室をどう活用するかとか、そういう発想が全くない。こういう施設を私は本当に利用して、ほかに例がないような別府の男女共同参画の施設をつくるべきだと思う。特に別府市は、女性の人口が男性より1万人多い。そういうことも考えて施設のあり方、それからやっぱり発想の転換をして、別府ならではの施設、センターのあり方を考えるべきだと思いますけれども、本部長の市長にこれをお伺いして、私の質問を終わります。

- ○自治振興課長(湊 博秋君) お答えをいたします。
 - いろいろな御指摘事項、大変ありがとうございます。大分県としても、初めて設置をされる男女共同参画センターですので、不備な部分もあろうかと思いますけれども、1年経過してどういった問題点が起きるのか、どういった形で利用されていくのがいいのかという部分を踏まえて、再度条例の見直しを検討していきたいと考えております。
- ○25番(首藤 正君) 市長が答弁しませんので、今、課長の答弁を了としたいと思います。 市長が本部長ですから、やっぱり庁内で検討委員会の中で場所が決まったら、あと中身が どうあるべきかということを、今、大分県で初めてと課長が言いましたが、本当、別府ら しい男女共同参画のあり方を別府から発信していただきたい。私らも応援します。ぜひ頑 張っていただきたい、このように思います。
- ○2番(三重忠昭君) 市民クラブを代表して、質疑をさせていただきます。 まず最初に、議第92号別府市一般会計補正予算、生活保護扶助に要する経費について でありますけれども、今回、生活保護費の補正額1億7,483万9,000円となっていますが、 まず、この増額の理由を聞かせてください。
- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。
 - 生活保護費については、保護率の上昇により生活扶助費及び住宅扶助費、医療扶助費等の増加を見込み、当初予算において平成23年度決算額に3%増にて算出しておりました。しかしながら、平成24年度決算額を、平成23年度と平成24年度の4月から9月までの支出額の増減率により算出した結果、全体で4.38%増となっており、その割合を平成23年度決算額に乗じた額にて積算した結果、このような補正額になっております。
- ○2番(三重忠昭君) はい、わかりました。本当に今、年々というより日に日に保護率、保護費が上昇していると言ってもいいような厳しい状況であろうと思います。今、国においても、生活保護受給者が213万人を超えて、過去最多をどんどん更新し続けているというような状況であります。そのような中、今ほぼ毎日と言ってもいいぐらい、新聞でもこの生活保護の見直し等の記事が出ていますけれども、現在、国のほうでどういった議論がされているのか。わかる範囲で結構です、ちょっと聞かせてください。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

厚生労働省において生活支援戦略を年内に最終案をまとめる予定でありますが、その中間のまとめの中で生活保護の見直しについて明記されております。その内容については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって国民の信頼に応えた制度の充実を目指すことを基本目標とし、生活保護給付の適正化、就労自立支援の強化を図り、それにあわせて生活保護基準の検証、見直し、適切に扶養義務を果たしてもらうための仕組みを検討することの調査指導権限の強化、就労収入積み立て制度の導入、医療扶助の適正化に向けた一部自己負担の導入、後発医薬品の原則化などが検討されているようであります。

○2番(三重忠昭君) 来年の通常国会で、この生活保護法改正案が提出されるような方針になっているみたいですけれども、いずれにしろ市としてもこの生活保護については、国の法定受託事務ということで国の方針に従って取り組んでいかなければならない状況であるうかと思います。

ただ、やはりここでちょっと申し上げておきたいのは、今回のその改正の発端といいますか、こういう議論が表に大きく取り上げられてきたのが、いわゆる芸能人の不正受給の問題ですよね。そこら辺からちょっと偏った報道とか、保護費の抑制の観点から、この生活保護に対してある意味厳しい目が今向けられていますが、でも私がちょっとここで言っておきたいのは、やっぱり実際本当に困っている人たちからその支援を取り上げるようなことがあってはならないし、また、その申請をためらわざるを得ないような、そういうようなことがあってはいけないというふうに思っております。その部分には十分注意を払っていかなければならないというふうに思っていますし、例えば、現在の厳しい経済状況の中で保護費と最低賃金が逆転するような中で、これは本来そもそも雇用状況や社会経済のあり方が問題であって、やっぱり弱い立場の人がさらに弱い人をたたくような、そういう風潮になってはいけないというふうに思っていますので、これまでもそこら辺を十分に注意をされながら取り組んできたと思うのですけれども、また、これから一層そこら辺をしっかり心配りを持っていただきながら保護行政に携わっていっていただきたいなというふうに考えていますが、どのように考えていますか。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

乱給・漏給の防止に努めながら、保護の適正化に十分努めていきたいと考えております。

○2番(三重忠昭君) ぜひ、よろしくお願いします。

それでは、ちょっと現在の別府市の生活保護の現状がどのようになっているか、それを 聞かせてください。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

まず、過去 2 年間の受給状況について御説明いたします。平成 22 年度平均、被保護者世帯数 2,955 世帯、人員 3,755 人、保護率 31.14‰ (パーミル)、生活保護費決算額 69 億 8,251万 9,612 円、平成 23 年度平均、被保護者世帯数 3,121 世帯、人員 3,932 人、保護率 32.75‰ (パーミル)、生活保護費決算額 70 億 7,887万 2,438 円となっており、被保護者世帯数 166 世帯、人員 177 人、保護率 1.61 ポイント、生活保護費決算額で 9,635 万 2,826円の増となっております。

- ○2番(三重忠昭君) 今回、この議案質疑に当たって概要が、私たち議員のほうに配られたのですけれども、この中に、これは平成24年度でしたか、平成24年度に外国人の方々の住民基本台帳が適用されたことによって保護率が下がったというふうになっているのですけれども、これは実際これまでの算出でいけば、保護率はやっぱり上がっているということで間違いないのでしょうね。
- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

先ほどの質問の中で直近のデータを申し忘れましたので、述べさせていただいてよろしいでしょうか。(「今の質問のでいい。そういった形で保護率が、これまでの算出でいけば上がっているということ」と呼ぶ者あり)

- ○議長(松川峰生君) これから注意してください。
- ○社会福祉課長(福澤謙一君) そのとおりでございます。
- ○2番(三重忠昭君) はい、わかりました。いずれにしろ年々生活保護受給者がふえている中で、そういう生活保護業務を担当する職員の状況を改善していくことが、やっぱり適正な保護行政につながっていく1つの方法であるというふうに考えています。実は私、これ、生活保護について9月の議会で一般質問で取り上げてはおったのですけれども、ちょっと時間の関係でできませんでした。その際、打ち合わせのときに、来年度から任期つき短時間勤務職員ですか、これを5名ほど採用するというふうに聞いておりますけれども、現在ケースワーカーの状況とあわせてどのような感じになっているのか聞かせてください。
- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

現在、ケースワーカーの数が、標準数 40 名のところ 30 名が配置され、10 名不足している状況でございます。 1 人当たりの担当数が 106 世帯となっており、標準数 80 世帯を大きく上回っており、また県下でも一番多い担当数となっております。その中で、適正化に向け一生懸命努力しているところでございますが、来年度、今、議員さんがおっしゃったとおり任期つき短時間勤務職員を生活保護ケースワーカーとして採用予定となっており、自立に向けたきめ細かな援助指導が可能となると思われ、生活保護行政の適正化につなげていきたいと考えております。

○2番(三重忠昭君) はい、わかりました。ケースワーカーの方の担当する件数が非常に多いということで、なかなか厳しい状況の中で頑張られているなというふうに思いますけれども、それとあわせて社会福祉課を見てみると、非常に狭いフロアの中にたくさんの人と、いろんな資料やら山積みにされて、狭い中で頑張られているのです。そういうのを見ると、やっぱり働きやすい職場環境をつくっていくのもきめ細かな対応というか、保護行政につながっていくと思うので、そこら辺は、またこれからそこの部分もぜひ考えていっていただきたいなというふうに思っています。

それから、この生活保護費の内訳の中で最近特にちょっと気になっているのが、いわゆる稼働世代を含むその他の世帯の増加であります。現在、不況による倒産や派遣切り、それから非正規職員の増加などで仕事や住むところを一遍に失って、いわゆる最後のセーフティーネットと言われる生活保護に一気に落ちてきている。保護を受けざるを得なくなるといった状況がふえていると聞いています。そこに落ちてくる前のセーフティーネットづくりも大変大きな課題であろうかと思いますが、現在、そういった稼働能力のある被保護者に対する取り組みはどのようになっていますでしょうか。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

現在、社会福祉課において2名の就労支援員を配置し、就労先のあっせんや公共職業安定所への同行、就労への喚起、家庭訪問による就労支援等を行っております。さらに、雇用施策を担う労働局及び公共職業安定所と福祉施策を担う地方公共団体が、就労支援の目標、連携方法等を明確にし、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う、福祉から就労支援事業を実施いたしております。この事業においては、本年度7月より公共職業安定所長と別府市長において協定を結び、公共職業安定所との連携をこれまで以上に強化し、就労支援の充実を図ろうとするものであります。これまでの就労支援事業では、公共職業安定所における就労支援については、稼働能力、就労意欲の面から見て、就労支援による自立の見込みがある者のみを支援しておりましたが、公共職業安定所と市よりコーディネーター、ナビゲーターを配置し、役割分担と連携方法等の明確化を図り、今後

は勤労意欲が低い等の課題があり、特別の支援が必要な者への就労の喚起に向けた支援を 含め、対象者の就労支援プランの策定や就労支援メニュー選定等、これまで以上に就労支 援の実を図っているところでございます。

○2番(三重忠昭君) すみません、ちょっと議案から外れた質問をしてしまいまして、次 から気をつけたいと思います。

ちょっと最後、1点だけ。さきの決算特別委員会の中でも、一人でも多くの方が自立できるような自立の目標値の設定をするべきだというような要望もありましたので、ぜひそういったさらなる充実を図っていただきたいと思っていますけれども、ごめんなさい、ちょっと1点だけ。

そういう意味で、例えば公の仕事、今、シルバー人材センターとか、そういう方々の仕事をある意味阻害しないような形で、そういう仕事をこういった方々に回すようなことはできないものでしょうか。

- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。 そのように市の仕事を回せるかどうか、可能であるかどうか、検討していきたいと考えております。
- ○2番(三重忠昭君) はい、わかりました。では、よろしくお願いします。

それでは、次に議第 104 号男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例について でありますが、これも、もう首藤議員のほうから先ほど詳細にわたる質問がありましたの で、私からは 1 点だけ質問します。

今回、その使用に伴う条例の中身を今お聞きしましたけれども、来年4月の開所に向けた進捗状況を聞かせてください。

○自治振興課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

10月22日から、センターの改修工事を開始しております。開館をした状況の中で工事をしておりますので、工期的にはちょっとかかりますけれども、1月末をめどに完成をする予定でございます。4月以降の実施講座等についても、6月に検討委員会を立ち上げまして、その中で今4回ほど会議をしておりまして、4月から何をやるかという部分についても、今検討している状況でございます。

- ○2番(三重忠昭君) はい、わかりました。先ほど首藤議員のほうからも最後にお話がありましたけれども、やはりこれは市長の公約の1つで、その決断によって県内最初のセンターの設置ということになりましたので、やっぱりこれからそのセンター設置を考えている市町村のある意味手本になるような形で、ぜひ中身もすばらしいものにしていっていただきたいなというふうに思っています。なかなか最初からスムーズにいかないこともあろうと思いますけれども、ぜひ頑張っていっていただきたいなというふうに思っています。もしよかったら、部長、何か答弁がありますか。
- ○企画部長(大野光章君) 男女共同参画センター、この件につきましては、先ほどもいろんな御指摘をいただきました。その中で、課長のほうから条例改正というお話もありましたけれども、この点については特に料金の関係、この分につきましては、しっかりと、今後また料金全般についての見直しもあるときに、社会教育団体が使う施設、そういったものと均衡が図れるようにまた考えていかなければならないと考えております。

それから、来年度以降の運営につきましては、既に運営審議会、センターの運営審議会ですね、こちらのほう、民間の方も入った中で、それから各男女共同参画活動をされている団体、そういったところの代表者の方も入っていただいております。その中でどういった形で運営をしていくか、それからまた既存の施設を利用されている方、こういった方々にも関心を持っていただく。そういった形で、どう進めるかということを既に協議をしていただいております。そういったものがうまく進むように、新年度から取り組みたいと考

えておりますし、また、今後発展形という形で男女共同参画、どういった形で進めていくか、さらに年度を追うごとに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番(三重忠昭君) はい、わかりました。ぜひそういう関係団体と協議を重ねて、本当 にすばらしいものにしていっていただきたいなというふうに思います。

それと最後に、すみません、ちょっとまだ、なかなかふなれで、ちょっと議案の質疑と離れた質問をしてしまいまして、これからまたちょっと気をつけていきたいと思います。 おわびを申し上げます。

○17番(野口哲男君) 生活保護について、お二人がもうかなり話をされましたので、2つ3つお聞かせください。

まず、国庫返納、県返還が1億7,400万出ています。首藤議員からも話が出ましたし、それから決算特別委員会でも指摘がされたとおり、予算の積算に対する見込みとか内容について非常に甘いのではないかという指摘があります。あなた方からいただいたこの説明書きを見ると、前年度に超過交付された国県負担金の返還とあるのです。超過交付されたということは、勝手に国とか県が交付したのかなという受けとめ方が、文書として我々は受けておるわけですが、これについてはどういうことであったのか、説明をお願いします。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

平成23年度当初予算額を算出する際、5%増を見込んでおりましたが、被保護世帯数・人員は5%増でありましたが、生活保護費の約55%を占める医療扶助費において3%増にとどまったため、このような大きな額の返還金となったものであります。

見込みが甘いとの指摘でございますが、医療扶助費につきましては、その年によりインフルエンザがはやったり多額の費用がかかる支出が多かったり、いろいろな要因により金額の変動が生じるため、なかなか見込みを算出するのが難しいのが現状となっております。

- ○17番(野口哲男君) 保険を掛けて、見込みをしたということでしょうね。そういう実態もわからないでもございません。この件については、これから先、やっぱり見てみると、リーマンショック以降一挙にふえた生活保護というもの、扶助というものが、最近少し落ちついてきたのかな。一連の報道によって、受給を希望する方々も、それからまた行政も、それなりにそういう部分については注意を払ってきたということが言えるかなと思います。できれば別府市の甘いとされる問題について、いろいろ指摘があります。私たちにもいろんな情報が入ってきます。直接私にもいろんな方々から情報が入ってきましたし、他市で認められなかった受給が、別府市に転入した途端に認められた。これは事実のようであります。そういう例が幾つかあります。それから、パチンコに行っているとか偽装離婚しているとか、そういう別府自体の特質があるということについてはどのように受けとめて、そしてまた、それをどのように今後対策を実施していこうかと思っているのか、お聞かせいただきたいと思います。
- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

生活保護法において、生活保護の申請は、申請者に申請の意思があれば、申請権を侵害することなく申請を受け付けなければならないとなっております。申請受け付け後は、調査担当により資産調査や扶養義務調査等を行い、厳密な判定により決定いたしているところであります。毎年県の指導監査を受けておりますが、別府市の審査が甘いとの指摘は受けておらず、法に沿って適正に処理している状況でございます。別府市の基本方針としては、これまでも生活保護法に沿って調査等を実施し、受給の要否の判定を適正に行うものであり、保護申請時において問題点はないものと思っております。

パチンコや競輪等をしている被保護者がいるとのことでありますが、現在、年1回遊技 場調査を全ケースワーカーで行っており、また、通報があればすぐに調査に行き、発見し た場合は文書指導を行い、指導指示に従わない場合は保護の停止を行っている状況でございます。

また、偽装離婚等により不正受給している者がいるのではとのことでありますが、いろいろな問題がある場合は、把握が困難な部分については、民生委員、児童委員の方々と関係機関への聞き取りを実施し、把握に努めているところでございます。

今後につきましても、保護申請時における調査や被保護世帯の把握において民生委員、 児童委員の方々等、関係機関との連携を強化しながら厳正な調査を行い、真に必要な方々 への扶助となるよう、より一層適正化に努めていきたいと考えております。

○17番(野口哲男君) これは、やっぱり深刻に受けとめてきちっと調査をして対策をとっていただかないと、私のおった業界、野上さんがここにおられますけれども、仲居さんというメイドさんあたりは、中下がり勤務として朝出て、お昼下がって、それからまた夕方勤務をする。彼女たちは、腱鞘炎を起こしたり、膝に故障を抱えながら一生懸命働いて、働ける間はお上のお世話は受けない、そういう考え方の立派な方々が、別府市にはたくさんおられます。そういう方々の不公平感をなくすためにも、安易にこの保護受給というものについて別府市の対応をやってはならないということを、私は常々考えておりますので、その点についてしっかり対応していただきたいということをお願いして、この項は終わります。

それから、次に議第 103 号別府市暴力団排除条例の一部改正について。このことについてお聞かせをいただきたいと思います。

この条例について、今回の改正の内容について簡単に御説明をいただきたいと思います。 〇自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

今回の改正は、別府市暴力団排除条例の第4条に記載しております大分県暴力追放運動推進センターの指定根拠となっております、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用していた第32条の2第1項が、第32条の3第1項に繰り下げられたことから、別府市暴力団排除条例の関係部分を改正するものであります。

- ○17番(野口哲男君) 簡単に言えば、この条例そのものが暴力団に対して対応が深度化された、そういうことでよろしいのですか。
- 〇自治振興課参事(月輪利生君) 今回改正されました国の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律によりまして、暴力団に対する取り締まりが一層強化されたと考えていいと思います。
- ○17番(野口哲男君) この中で条例を見てみますと、行政がどのようにこの暴力団追放にかかわっていくのかということが、細目を含めてかなり掲載されておりますけれども、別府市としては、この条例の改正等について今後どのように対応していこうとしているのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。
- ○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

今回、一部改正する第4条にありますように、市の役割として、基本理念にのっとり情報の提供など、市民などの協力を得ること及び県などとの連携を密に図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること、並びに暴力団排除に関する情報を県その他の関係機関に対して提供することなどであります。具体的には、今後市民等の情報を得ながら、警察、関係機関と連携を密にして、暴力団排除に対する施策を充実してまいりたいと考えております。

○17番(野口哲男君) 実際に私も、この暴力団追放運動に携わって20年以上になります。 前職のときに実際に北九州の暴力団が、営業権を譲渡されたというようなことで、あるホ テルに入ってまいりましたけれども、その対応について、当時はこういう法令もなく、そ れからまた条例もなかった。だから、結局そのホテル、私を中心にした何人かで対応して、最後には即決裁判で暴力団を排除することができましたけれども、当時、行政も、特に警察も民事不介入というようなことで、ほとんどその対応をしていただけなかったというふうなことで、この条例ができて民間の企業、それからまた一般の市民の方々がこの条例を知っていただいて、この条例を生かすような活動を、行政としてやっていくということが非常に必要ではないかと思うのです。というのが、北浜あたりでも今、暴力団がいなくなったとは言われますが、隠れみのでやっているというようなこともあります、あるようでございます。そういうことも含めて、行政は常にアンテナを高くしてこの情報を把握しながらやっていただきたい。

去る議会でも、別府市の公的企業に暴力団の介入があったというふうなことを言われましたけれども、そういうことにつきましても、これからは逐一情報をしっかり把握して、正確に警察と連絡をとりながら対応していっていただきたい。そういうことをお願いしますが、いかがですか。

- ○自治振興課参事(月輪利生君) 現在、別府市内で目立った暴力団に対する情報は、市民 からも警察からも入っておりませんが、今、議員御指摘のように、今後警察と特に連携を 密にして、そういった情報が入った場合には、市民などにも広報啓発をしていきたいと考 えております。
- ○17番(野口哲男君) 市民が気軽にという言い方は悪いのですが、すぐ行政のほうに相談ができるような体制をとっていただきたい。その広報もひとつお願いをしたいと思います。 それでは、この項を終わって、次に104号ですか、男女共同参画センター。お二人の質問がありましたので、1つだけお願いをしておきます。

私どもはこの共同参画センターの理念については、もろ手を挙げて賛成をするものなのですが、残念ながら1つ気をつけなければならないのが、ジェンダーフリーとか過度な性教育とか、そういうものを標榜する団体の方々が、この男女共同参画センターに関与したり、それから、その男女共同参画センターの中で過度な活動をするとか、そういうことのないように、この理念を適確に、正確に生かして運営をするように条例を定める、あるいは会議とかそういうものをつくっていく、そしてまた、そこに配置されるであろう所長以下職員についても、そういうものをきちっと教育していく。そういうことをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

- ○自治振興課長(湊 博秋君) お答えをいたします。 貴重な御意見、ありがとうございます。これから開館に向けてそういった教育も含めて 指導していきたいと考えております。
- ○17番(野口哲男君) 最後に、この要員について。館長ほか必要な職員の配置とありますが、何人ぐらい、館長以下何名になるのですか。
- 〇自治振興課長(湊 博秋君) 正確にまだ人数の交渉はしておりません。年明けに職員課 と今後のことについて協議する予定にしております。
- ○17番(野口哲男君) 先ほど申し上げたとおりでございますので、今後ともこの男女共同 参画センターがすばらしい施設になる、あるいは運営になるように努力をしていただきた いということをお願いして、私の議案質疑を終わります。
- ○12番(猿渡久子君) 大変お疲れさまです。これまで質疑がありました部分については、 省略しながら質疑をしていきたいと思います。

まず、一般会計補正予算の生活保護についてですけれども、先ほど三重議員の質疑に対して状況についての説明がありましたが、直近の部分については説明がなかったかと思うのですけれども、まずその部分から、世帯数等について御説明いただければと思います。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

直近の状況についてでございますが、平成 24 年 10 月末現在、被保護者世帯数 3, 186 世帯、人員 4, 023 人、保護率 32. 61 パーミルとなっております。

○ 12 番(猿渡久子君) 月ごとにふえているという状況だと思うのです。やはり、こういう ふうにどんどん生活保護がふえていっているのは決していいことではなくて、本当に雇用 の破壊や低年金の問題が背景にあると思うのです。働ける健康状態の方は、きちんと仕事 があって、その収入で生活することができる。年金の生活の方は年金で生活することがで きる状況でないことが問題だというふうに思うのです。やっぱり低年金、低賃金、そうい う問題こそ改めていかなければならないし、根本には景気の問題もありますので、私は、 消費税が増税ということになると、ますます中小業者の倒産がふえて景気が悪くなって、 ますます生活保護がふえていくだろうということを大変危惧しているところです。私た ちは、消費税の増税を食いとめるために頑張っているところですけれども、先ほど生活保 護の制度の見直しの問題について若干の答弁がありましたので、そこのところの答弁はも う割愛しますけれども、やはり今言われている生活保護の制度見直しの問題、不正受給の ことが非常に大きく報道されましたけれども、芸能人のケースが報道されたあのケースは、 不正受給ではないですね。それを、不正受給がいかにも多いかのような報道がありました が、生活保護費全体のうちの不正受給は 0.4%ということで、その 0.4%もあってはいけ ませんので、そういう不正受給についてはきちんと対応し、なくしていかなければならな いわけですけれども、やはり生活保護は憲法第25条で保障された権利であって、困った とき、生活できない事態に陥ったときのために、健康で文化的な最低限度の生活を保障す るという憲法第25条に保障された権利としての制度を国も保障していく、その責任が国 にあるというふうに思っています。

生活保護制度は、いろいろな社会保障の制度の土台をなす、国民全体の最低保障の基準の土台をなす制度です。いろいろな制度が生活保護基準によって決められているという部分があって、最低賃金だとかも生活保護基準によって定められていますので、その基準額を引き下げるということになると、最低賃金も今アップを求めていまして、ほんの少しずつアップという動きがありますが、逆にそれが下がるということになったり、住民税の非課税限度額とも連動しているので、生活保護基準が下がると、今まで非課税だった方も課税になるとか、あるいは保育料とか国民健康保険税とか介護保険料とかにも影響してきますので、国民のそういうものの負担がふえるとか、いろんな軽減制度も、生活保護基準を基準として軽減制度は設けられていますので、軽減を今まで受けていた人、生活保護を受けずに低所得だけれども、減免制度やいろんな制度を利用しながら生活保護を受けずに生活していた人が、そういうぎりぎりのラインで生活保護基準が下がることによって減免制度が受けられなくなる。余計貧困に陥ってしまうということも考えられる、心配されますので、生活保護基準の問題は国民全体の問題だ、だから引き下げるべきではないというふうに考えています。

質問したいのは、今までるる質問がありましたので、1つだけ。生活保護の中には住宅 扶助費が含まれています。別府市は2万7,500円という基準ですけれども、この住宅扶助 費の市営住宅の家賃の問題についてだけ確認をしたいと思うのです。どのような方法を とっているのか説明してください。

- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。
 - 市営住宅の家賃につきましては、基本的には代理納付になっており、福祉事務所から直接建築住宅課のほうに納付しております。
- ○12番(猿渡久子君) 市の社会福祉課、福祉事務所から市の建築住宅課のほうに直接払っているから、現在受けている人たちの現在の家賃については、市営住宅の家賃は基本的にはもう滞納はないということですね、原則。

県営住宅も、同じようにやっているのでしょうか。

- ○社会福祉課長(福澤謙一君) そのとおりでございます。同じように代理納付で行っております。(「今のはおかしいよ。滞納があるよ、市営住宅の滞納は」と呼ぶ者あり)
- ○12番(猿渡久子君) 滞納があるというふうなことが、議場から声がありますけれども、 滞納がある分については、生活保護を受ける前の滞納が残っているということはあるかと 思うのです。生活ができなくなって家賃を滞納するような状況に陥って、その後生活保護 を申請して、生活保護を受けるようになってからは、現在の滞納はないということですね。 (「いや、あるよ、あるよ……」と呼ぶ者あり)

一部に年金が一定額あったり、働いた収入が一定額ある方については、基準に満たない部分、足りない部分についてだけ生活保護費で補うという方がいらっしゃいます。その場合に、市から受けている生活保護費の金額が家賃に満たない金額の方というのがいらっしゃると思うのですけれども、そういう場合には代理納付にはなっていないという場合も一部にあるかとは思うのですけれども、でも、基本的にはほとんどの方が直接市から市へ払っている、市から県へ払っているということの理解でいいのでしょうか。

- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。 そのとおりでございます。
- ○12番(猿渡久子君) はい、わかりました。

では、次の項目に移ります。建設部の関係で、先ほども若干質疑がありましたけれども、 社会資本整備総合交付金、全国防災を活用してやっている事業が今回幾つか上がっていま すけれども、どの部分がそれに当たるのか、建設部長より、まず説明していただけますか。

○建設部長(糸永好弘君) お答えいたします。

この社会資本整備総合交付金の中の全国防災枠ということで、現在、事業を進めているのは、道路河川課の落石等の危険性がある市道ののり面改修、それと下水道課の中央浄化センターや中継ポンプ場などの耐震診断、そして避難場所や防災拠点等になる都市公園の整備事業といたしまして、公園緑地課の実相寺中央公園パークゴルフ場の整備、以上を施行中でございます。

○12番(猿渡久子君) この大もとの国の社会資本整備総合交付金の財源の問題なのですけれども、これは全国防災ということで復興増税分、復興特別税、これが国のほうの財源としては一部に含まれているということで間違いないのでしょうか。

企画部長、財源の問題なのでその辺を確認したいのですけれども、どうでしょう。

○建設部長(糸永好弘君) お答えいたします。

国土交通省の基本的な考えといたしまして、社会資本整備総合交付金の中に被災地を限定とした復旧復興予算、それと被災地を除く地域、別府市の場合なのですけれども、全国防災予算、そして通常の予算というふうに分かれております。

- ○企画部長(大野光章君) 国の財源の件ですけれども、この件につきましては、いわゆる 復興増税、こういった分が復興債、その償還、または当年度の事業、こちらのほうに充当 されていると伺っております。
- ○12番(猿渡久子君) それについては、やはり全国的に非常に批判の声が上がりましたよね。社会問題になり、政治不信がさらに増すという問題になった、復興予算の流用ということで非常に批判が上がった問題です。私たち日本共産党としても、この復興予算の流用問題については、本当に庶民に増税をしながら、大企業には減税をし、復興財源をばらまくということは許されないというふうに考えています。被災者の生活となりわいの再建にこそ使うべきだというふうに思っています。これは国の大もとの問題で、市がそれを活用してこういう事業を行うということについて反対をするものではありませんけれども、基本的なところの財源の問題としてそういう問題があるということだけは指摘をしておきた

いと思うのです。

具体的な中身に行きますけれども、道路整備の予算が上がっています。地方道路整備に要する経費として、先ほど部長から説明がありましたのり面の改修等の予算が上がっていますけれども、その内容について説明をしていただけますか、具体的な内容を。

○道路河川課長(岩田 弘君) お答えいたします。

地方道路整備(全国防災)に要する経費 1 億 570 万 4,000 円の内訳は、緊急に実施する必要のある危険な市道のり面のうち、2 路線の防災対策整備費であります。各路線の主な費用の内訳といたしましては、浜脇観海寺線は朝見浄水場から県道別府挾間線へ通じる 1級市道で、場所は迫バス停付近の、山側は急峻な崖地で道路幅が狭く、カーブが連続しているところでございます。こののり面改良工事費として 4,800 万円、用地及び物件補償費として 1,128 万 4,000 円であります。

次に、2級市道坂本から堀田線は、県道別府庄内線の雲泉寺バス停から観海寺へ向ける 道路で、のり面部は急傾斜で切り立っており、一部防護柵は設置しているものの老朽化が 著しく、観光バスの通行も多く、また南立石小学校の通学路に指定されている道路でござ います。この道路の防災対策費として3,900万円、設計委託料として400万円であります。

○12番(猿渡久子君) この実施する内容としては、非常にありがたいものだと思います。 迫地域ののり面の改良とか道路の拡幅についても、以前、私は建設水道委員会の中で、それにつながる内成に向かう道路がよくなっていますので、広くなっていますので、今後、 交通量もふえるのではないかということで改善を要望した経緯もありまして、非常にありがたいなというふうに思っています。

先ほど説明がありましたけれども、道路維持補修に要する経費もあわせて上がっていまして、汐見町だとか石垣北とか駅裏のほうだとか、いろいろなところで舗装や側溝の改修を行うということも上がっています。私たちは、全国的にも非常に大きな八ッ場ダムとか、そういうような大型公共事業、ゼネコンばかりがもうかるような大型公共事業には反対ですけれども、やはり身近なこういう道路の整備、側溝や橋の耐震化など、こういうことについては非常に要望が強いので、どんどん進めていただきたいと思うのです。私たちは、市民の皆さんにアンケートをお願いしたり、日々いろいろな要望をお聞きしたりしますけれども、やはり道路がでこぼこで、高齢者にとっては非常に危ないとか、そういう要望というのは大変強いですので、ですから、ぜひ生活道路の整備、通学路の安全、側溝や橋の耐震化など、こういうものについては、しっかり予算をつけて、要望に早く応えられるように取り組んでいただきたい。こういう身近な公共事業については、やはり市内業者の仕事をふやすことにもなります。大きい工事は下請、孫請でなかなか実入りがないということが言われますけれども、こういう身近な公共事業というのは、市内業者の仕事をふやし、雇用にもつながるという面でも大事だと思いますので、しっかり予算をつけていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設部長(糸永好弘君) お答えいたします。

市道の道路舗装状況が、議員御指摘のように傷んでいる箇所が数多くあることは、私ども承知しております。毎年、年度途中で補正予算をいただき、随時整備をしていますが、満足に整備が進まない状況であります。今後は、事故の起こる可能性がある危険な幹線道路や、多くの方々が利用する生活道路の改修・補修に十分取り組めるように財政担当としっかりと協議をし、安全・安心な道づくりに努めたいと思います。

○12番(猿渡久子君) ぜひ、よろしくお願いいたします。

では、条例議案のほうに行きます。議第 101 号及び 102 号、これは議案の名前も非常に 長い名前で、101 号が「別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」となっておりまして、 この 101 号のほうが要介護者のサービスについてであって、議第 102 号のほうは要支援者のサービスについての内容になるというふうに理解していますが、地域密着型サービスの問題にかかわるものだと思うのですけれども、この条例を提案した理由について、まず説明をしてください。

〇高齢者福祉課長(中西康太君) お答えいたします。

平成22年6月に閣議決定されました地域主権戦略大綱に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法及び第2次一括法が成立しまして、平成23年5月2日と8月30日にそれぞれ公布されました。これによりまして、法令に義務づけられていた事項、法令により手続や判断基準が枠づけされていた事項が見直され、基礎自治体の条例制定権が拡大する中、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されました。これによりまして、介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を市町村の条例で定めるとされたことに伴い、今回、条例を制定しようとするものであります。

- ○12番(猿渡久子君) この地域密着型は、市町村が指定をするということなのですね。県が指定するものについては、定員30人以上というふうに聞いていますので、地域密着型のこの市が指定する分には29人以下の部分だということでいいのですかね。小規模多機能型居宅介護だとか認知症対応型通所介護だとか、いろいろなものが含まれるということなのですけれども、この条例制定によって今までとどのような違いがあるのか。別府市の計画が進んでいくというふうなことになるのか、また別府市独自の内容も盛り込まれているというふうに聞いていますけれども、その独自の内容はどのようなものなのか、説明してください。
- 〇高齢者福祉課長(中西康太君) お答えいたします。

具体的には基準省令の項目ごとに従うべきもの、標準とするもの、参酌するものに分けられており、大分県が広く周知し、パブリックコメントを募集した結果に基づいた指定居宅サービスや指定介護老人福祉施設の条例案について情報提供をしていただきました。そのため、県条例とほぼ同じ内容でありますが、3点ほど大きな違いがございます。

まず1つ目は、非常時の災害対策であります。具体的な防災計画を事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直し、夜間を想定した場合も含めた防災訓練、地域の自主防災組織や近隣住民との連携をとった安全確保のための協力体制の確立のための努力規定について、一部の事業所だけでなく、宿泊を伴う事業所の全てに課しております。2つ目につきましては、事業者は、その運営について暴力団関係者の支配を受けてはならないという規定を設けたこと、3つ目は、他の市町村で行われる指定地域密着型サービス事業の基準を特例として、必要に応じて当該他の市町村の条例に定める基準を参酌して別に定めることができるとした点であります。

○12番(猿渡久子君) 防災のことで安全確保のために地域の住民、近隣住民、自主防災組織や地域と協力した体制をとっていくようにということを定めたということも、また暴力団の支配を受けてはならないという、こういう規定を別府市独自で設けたということは、進んだ、大変ありがたい、いいことだというふうに思います。大変長い膨大な条例になりますけれども、この条例を定めることによって計画が進んでいくとか基盤整備が進んでいくとかいう、特別にそういうものではないということなのですけれども、きめ細かい部分に別府市の特徴を盛り込んでいただいているということは、いいことだなと評価をしたいと思います。

では、次の問題に移ります。男女共同参画センターの条例については、これは先ほどからいろいろと質疑があっていますので、重なる部分については、もう了解をいたしました。

私は、過去にこの男女共同参画センターの問題で質疑をした際に、正規職員を男女共同参画センターに少なくとも1人は置くべきだということを求めました。それについては先ほど答弁が、職員体制については答弁がありましたけれども、もう1つ、ドメスティックバイオレンスとか、そういう暴力の被害者の方の相談とかいうこともありますので、加害者との関係で十分にいろいろな配慮が必要だというふうに思うわけです。だから、オープンな施設でなければならないのですけれども、だれもがノンストップで入れるというものではなくて、やっぱり一定のチェックといいますか、今、学校なんかでも訪問した人がみんな名前を書いて、何時何分に来て何時何分に帰るというふうにしたりしていますけれども、カウンターが必要ではないかとか、入る際に一定のチェックが必要ではないかとかいうふうな御意見もいただいており、施設の面でも十分な配慮が必要だということは申し上げて、その段階で一定の答弁はいただいているのですけれども、その点の配慮はどのようになりますか。

- ○自治振興課長(湊 博秋君) お答えをいたします。
 - 平成24年第1回の議会の中でも答弁をしておりますとおり、そういった形で設計等も されておりまして、守られるような形で部屋を、相談室等も設けております。
- ○12番(猿渡久子君) はい、わかりました。今後、やはりこの男女共同参画センターが機能化をしっかりして効果を上げていくように、今後の取り組みに期待し、私たちも一緒に努力をしていきたいなというふうに思っています。
- ○24番(泉 武弘君) 市長、副市長、今から申し上げる数字をよく聞いていていただきたいのですが、平成18年と平成23年度の決算数字で見ていきますと、生活保護費が平成23年度71億、平成18年度が65億。増減率で見ますと、6億5,000万の増加になっています。そして、別府市の負担分が1億8,000万、これは単費負担の分です。これを見ていきますと、市財政を大きく圧迫しているというのは、これはもう事実なのです。それで、生活保護法というものから見ていきますと、今の困窮者を救済しなければいけない社会条件というのは、これは当然あるわけです。かといって別府市を見てみますと、突出しているのです。突出したこの保護率になっているのです。

後ほど答弁いただきますので、この数字を先に申し上げておきたいと思います。大分県の14市を見ますと、平均で平成23年度保護率が16.84‰ (パーミル)です。全国では16.20‰ (パーミル)、別府市は32.58‰ (パーミル)という、倍の数字になっています。

市長、副市長は、この予算を査定する中で、何がこの別府市の保護費の増加につながっているというふうに見ているのか。それで、今後この保護費はどのように推移していくというふうに分析されているのか、市長、副市長の中から御答弁をお願いします。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

別府市についての保護費が高いという部分で、予算の査定等についてでございますが、これは別府市においては、これまでも他市に比べて非常に保護率が高い状況でございます。こういう部分において何が原因かという部分でございますが、これについては別府市の状況、市独自の状況といいますか、こういう部分ではなかろうかと思っております。

○24番(泉 武弘君) 市長、昭和54年当時からなぜ別府市の保護率が高いかという議論の中で、観光地だからということが1つの理由になっているのです。しかし、観光地だから保護率が突出するということの理由は、僕は非常に希薄だと思います。平野議員が市民所得を言いました。本当に別府市の市民所得は低いのです。これが、僕は大きな保護率の増加要因の1つになっているなと思うのです。

温泉所在地の保護率を見ますと、石川県の金沢、輪島、加賀、北海道登別、岐阜の下呂、静岡県熱海、伊東、下田、伊豆、三重県津市、長崎県島原、鹿児島県指宿、熊本県菊池市、これを見ましても、別府市の約半分以下です。別府市だけが32‰ (パーミル)という、

非常に突出しているのです。これから見ると、観光地だから保護率が高いということの理由にはならないと思いますけれども、今まで行政経営会議で別府市の保護率の高さを分析したことがあるのかどうか、御答弁ください。

- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。 正式な分析を行ったことはございません。
- ○24番(泉 武弘君) きょうは、1つ問題点を指摘しておきます。保護率増加の一因となるであろうという、この要因のほうです。平成22年度の保護開始者は454人おられます、454人。市長、メモしておいてください、454人。この中で市内に住んでおられて保護を開始した方が356人です。次の数字が一番大きな問題ですけれども、平成22年度保護開始で市外から流入した居住者が、何と98人いるということなのです。約4分の1が市外から流入者の保護開始ということが、実数で出ているのです。

以前、もう随分前になりますが、大野郡から6名の方が流入して保護開始をしたというのを監査で見ていてわかった例があるのです。1つには、別府市に行けば観光産業だから働ける場所があるというふうに指導しているやに思えるような数字が出るのです。この保護開始前居住地について、私はもうちょっと追跡調査し、分析する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、現在、転入の理由については、分析しておりません。今後、分析をいたしまして、この流入件数が他市と比べて多いのかどうかという資料もございませんので、調査させていただきたいと思います。

○24番(泉 武弘君) 野口議員も、このことに触れられました。私もこの数字が異常に高いのか低いのかという基礎調査はしていませんので、行政でやはりこの保護開始の4分の1を占める市外からの流入者、移り住んできて開始をしているというこの数字の重さ、これは徹底的に分析していただきたいというふうに思っています。

それから、保護の適正化です。ここに予算計上目的をこうしています。「生活に困窮する方に最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、生活保護法に基づき必要な保護を行います」、こうなっています。先ほど就労支援の問題が出ました。就労支援をやっているのは、114 名実は就労支援をやって、80 名ぐらいが仕事についているのです。市長、これは、1 つの自治体で保護率が 30% (パーミル)を超えたら、自治体の単費だけではどうしようもない事態に入ったと僕は思うのです。こういう保護率の高いところ、緊急失業対策法が廃止になってから、地方自治体が単費で負担していかなければいけない時代に入ってきました。全国市長会で、こういう問題を提起するお考えはありませんか。どうですか。

- ○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。 そのようなことが可能であるかどうか、十分検討したいと考えております。
- ○24番(泉 武弘君)「福澤市長」に御答弁いただいてありがたいのですが、これは、全 国市長会に出られるのは市長ですから、市長、私は緊急失業対策法と呼んでいるのですが、 これが廃止になってから地方の負担分がふえてきたな、こう思わざるを得ないのです。やっ ぱり市長会で市長、この問題提起をするべき時期に来ていると思いますが、市長の考えを 聞かせてください。
- 〇市長(浜田 博君) 御指摘をいただいた点は、全国市長会というよりも九州市長会、また大分県市長会でも大きな議論になっております。特に私も記憶しておるのは、なぜ別府が突出しているのかということをずっと、私はこの原因についても本当に考えながら来ているわけですが、追跡調査も含めて御指摘いただいた点については、しっかりと調査をしてみたい。そして、市長会の中で皆さんいろんな意見が出ております。このことをしっか

りまとめて、国の生活保護の制度そのものの改正に向けてしっかり、やっぱり頑張っていかなくてはいけない、こういう認識でございます。

○24番(泉 武弘君) 保護の適正化という視点から、問題提起をさせていただきます。今、市民の間で御意見また批判としてあるのが、市長、こういうことだろうと思うのです。年金を一生懸命掛けてきた。ところが、保護世帯よりも国民年金受給者の金額のほうが明らかに少額である。このことが国民にとってみますと、どうしても割り切れない、こういう気持ちがあるのです。

そこで、国民年金ですと6万前後ということですが、生活保護世帯の最低保障水準の具体的事例というのがありますが、高齢者70歳の男性の場合、月額で合計しますと10万7,460円が支給されます。老人2人世帯、72歳の男性と67歳の女性を合計しますと14万5,360円となります。年金受給者の倍という数字になるのですね。これは、保護法で認められているからいいではないかと言えばそれまでですが、年金を営々と努力して掛けてこられた方と、生活保護を受給している方の間にある所得ギャップの問題です。これは、怨嗟の声というふうに聞こえるかもしれませんが、私は、年金受給者が言っていることも、当たらずといえども遠からずというふうに考えています。

そこで、これを払拭するためにも保護の適正化というのが必要になるのです、保護の適正化。先ほど年に1回、パチンコ店なんかの一斉立ち入りをやっているということでしたが、回っていますと、夕方になったらタクシーに乗って出ていくとか、偽装離婚をしているとか、そういう声が回っていると本当に多く寄せられます。これが事実かどうかは知りませんよ。事実かどうか、私は確認したわけではありませんが、やはり保護の適正化というのは、保護受給者に対してもそうですが、納税している納税者に対しても、行政が果たすべき役割だと思うのです。この保護の適正化については、どういうふうに取り組みますか。

○社会福祉課長(福澤謙一君) お答えいたします。

生活保護の適正化につきましては、一番の課題は就労自立支援強化であると考えており、 今後、就労支援員による就労支援の強化を図るとともに、雇用施策を担う公共職業安定所 と福祉施策を担う地方公共団体が、就労支援の目標、相互間の連携方法等を明確にした効 果的・効率的な就労支援を行う福祉から就労支援事業の活用を図り、これまで以上に就労 支援の充実に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○24番(泉 武弘君) 何か、質疑がかみ合っていないのですね。保護の適正化をどうする かというお尋ねをしたわけです。

そこで、先ほど猿渡議員の質疑の中で市営住宅家賃滞納問題が取り上げられました。市営住宅平成23年度決算滞納額は、9,200万です。私の記憶に間違いがあればお許しをいただきたいのですが、この中で生活保護世帯の滞納額820万というふうに私は記憶している。代理納付を適用した後もふえています、私が見ている資料では。やっぱりこういうことは、私の記憶に間違いがなければという前提で話をさせていただきますけれども、住宅扶助を得ながら滞納が増加しているということになれば、これはゆゆしき問題だと思います。こういうところについても思い切って、やはり市長、検証しなければいけない。一番かわいそうだなと思うのは、年金受給をしている方の税を生活保護世帯の支給に回しているという現実です。ここのバランスをどうするのかということなのです。これは国の制度と言ってしまえばそうなのですが、そのためにも保護の適正化、これに市長、早急に、根本的に、積極的に取り組むべきだと思いますけれども、市長の答弁をください。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

今、議員さんのほうから御指摘をいただきました。担当副市長として担当のほうへ、そ ういう取り組みをするよう指示をさせていただきたいと思っております。 ○24番(泉 武弘君) 不老泉の解体費積算に関する予算200数十万円が上がっていますので、これについて若干の質疑をさせていただきたいと思います。

不老泉の解体費積算に対する予算計上がありますが、今後、不老泉をどうしていくのか、 今後のスケジュールをまず説明してください。

○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。

今回の議会に、解体費の工事費を算出するための設計費を計上させていただきました。 今後のスケジュールでございますが、まだ確定しているわけではございませんが、建てか えに向けて新たな不老泉を建設するように努めてまいりたいと考えております。

- ○24番(泉 武弘君) もし私が間違っていれば、訂正していただきたいのですね。行政がその行為をしていくときに、まず基本構想が示されます。その前に市民の意見を聴取して、それを政策立案するために基本構想、基本計画、実施案、そして実施、検証というこの段階を経ていきます。基本構想、基本計画というのは、もうできているのですか、できていないのですか。答弁してください。
- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。 今のところ、基本構想、基本設計というのは、まだでき上がっておりません。
- ○24番(泉 武弘君) 行政の進め方の優先劣後の関係から見ていきますと、どのくらいの 事業費が必要なのか、そしてまた、今後においてゲートボール場はこのまま現存できるの か、集会所はどうなのか、地域住民の理解は得られたのか、こういうことが素案として示 されてからではないの、予算というのは。基本構想も基本計画も、まだできていないので しょう。

この点、誤解のないように言っておきますが、築後 50 年近く経過しています。あれは建て直すべきだと私も思っています。建て直さなければ公共施設として安全管理ができない、このことについては、私は同意している。しかし、いきなりに解体費積算のための予算計上ということにはならんのではないですか。まず、議会に対して基本構想、基本計画というのを示すのではないのですか。こういう手順がなくて、いきなりこの解体費積算というのは、何かおかしな感じがしませんか。課長、答弁してください。

- ○温泉課長(江口正一君) 確かに議員さんがおっしゃるとおりでございますが、不老泉は 近年確かに老朽化が著しく、維持補修費もかさんでおります。内部でもっと早期に建てか えるべく考えておりましたが、確かに計画が延びております。今回、計画を前倒しして解 体工事に、まずは必要な金額を算出するために予算計上させていただきました。ただ基本 構想、基本設計というのは、今後の広場等、地元等の御意見等も参考にしながら、できる だけ御要望に応えられるように取り組んでいきたいと考えております。
- ○24番(泉 武弘君) 基本設計と解体費というのは、ワンセットのものです、ワンセットのもの。あなたたちがどういう館をつくるのか、その館に必要な財源は何を使うのか、事業の収支はどうなるのか、この中に、館の中に従前どおり集会所の機能を持たせるのか、ゲートボール場はどうするのか。ここらがまだ何も固まっていないのでしょう。いきなり、ここに解体費積算に関連する予算が上がってきた。これは、急ぐ理由が何かあるのではないですか。急ぐ理由があれば、この機会に説明してください。
- 〇副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

不老泉の解体費の原因という部分でございますが、もうこれは新聞報道にも出ました。 商工会館の建設予定地としてお貸しをいただきたい、こういう要望もあっております。そ ういう部分で、それも要因の1つでございます。

○24番(泉 武弘君) 担当課長と担当部長にお聞きしましたら、商工会議所に、これは用地を貸しますということを正式に回答しているということですね。議会への説明はどうするのですか。議会には説明しなくていいのですか。今ある財産は行政財産、不老泉という

温泉目的を持った財産。そして、行政財産は実際に運用している。片方では行政財産であるにもかかわらず、もう商工会議所に議会の同意もなく、議会への説明もなく、お貸しします、こういうふうに説明しているのでしょう。この議会手続の瑕疵はないのですか。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

商工会議所のほうから別府市のほうへ、要望もございました。また、これは議会のほうにも要望があったと思っております。議会に対しての説明につきましては、今、会議所のほうとも協議中でございますので、その用地を会議所に貸すのが決定をしたというわけではございません。その途中経過を含めて不老泉との整合性、こういう部分を含め、あれば当然議会のほうに事前に御相談をさせていただく。

○24番(泉 武弘君) 今の副市長の答弁が、常識的な判断なんです。今、答弁されたことが、私から見れば常識的な判断なのですよ。ところが、担当課と担当部長は、もうすでに貸すということを決めたというふうに報告を受けている。

市長、トリニータ、これがJ1に昇格した。このことを批判する気持ちは全くない、よかったなと思う。それとは別に、税を貸し付けて補助を出しているということは別なのです。これに対してもものすごく批判が多いんです。

今回、商工会議所の会館建設を優先する余り、手続に大変遺漏な点がある。市長、これをあなたにお聞きしたいのだけれども、商工会館を、あなたが商工会議所に行きましたね、何とかイズミの誘致にということでお願いしましたね。それで、3億8,400万でイズミが商工会館並びに用地を買ったのです。そして、買ってからNTTに移る、今、トキハに移った。普通だったら、自分の館と土地を売ったら、次の日から住むところがなくなると、誰もが考えたらわかる。しかも、3億8,400万手にしている。NTTからトキハに行って、どうも預金残高が目減りしているな。別府市さん、何とか用地をと。それは市長、ちょっと僕はおかしいと思うのです、進め方として。市長のほうに陳情に来たのでしょう、団体が来たのでしょう。そのときに、これをなぜ言わなかったのですか。いや、あなた方は3億8,400万を会館を売却して、会館と会館用地を売却して手にしていますよ。皆さんが、会館はどこがいいかということを自主的に判断して決めてください。もし市有地を売却してほしいというのだったら、それは別府市としても考慮しますと、こう言うのが一般の考え方ではないのですか。

苦言を呈しておきます。なぜ不老泉みたいな一方通行のところに、わずかの用地だけを提供して、ちまちました会館建設に合意を与えるのですか。もし市長が商工会議所を行政パートナーとして考え、重要な位置とするのだったら、私は異論はない。異論はないけれども、そこに正当性がないではないですか。市民から考えて、3億8,000万も売却をして手にしている団体に、市有地をなぜ割愛して貸さなければいかんか。74名いるのでしょう、商工会議所の経営者。別府市の代表者が名を連ねている。そこが、今になって別府市に立きつくと言うのはおかしいでしょうけれども、別府市に市有地の一部を貸してください、このことが私はおかしいと言っている。市長、あなたはそう思いませんか。

○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。

商工会館の移転につきましては、先ほど議員さんが言われたように、平成 19 年 1 月に イズミのほうから商工会議所のほうへ移転の申し入れを行いました。その際、市長も、私 も担当者でございましたので同席をし、近々に早急に移転をしていただく必要があるとい うことから、別府市といたしましても最大限の協力はさせていただくということで、これ まで数回会議所側と協議をしてきましたが、なかなかその適当な土地が見つからないとい う部分で、今回のそういう方向になったということでございます。

○24番(泉 武弘君) 最後にします。副市長、今これをケーブルテレビでごらんになっている皆さんは、それは副市長さん、違うよ、74名の経営者が集まっている商工会議所が、

自分らの館建設用地すら探せないのかと、誰もが思いますよ。だって、宅建業者もいるではないですか、会議所には。それは、市民が納得できる正当性がなければいかん、ここに。このことだけ厳しく僕はこの機会ですから、申し上げておきます。

それともう1つ。最後にと言いました、最後に市長にお聞きしますけれども、近鉄跡地買収、これは井上前市長時代に正式に当時の地主に、協議ができれば別府市が買いたいと申し込みをしている、申し入れをしている。行政の継続性から考えたら、そのことは生きているし、前の議会でも方針を確認しました。それで、ほぼそれに類似した答弁をいただいています。

今回、不老泉に商工会議所会館を建設するということになれば、この別府市の近鉄跡地というものについては、商工会議所、観光協会等の別府市の行政パートナーと言われるところとは、この建設、運営等については、一緒に企画とかの問題については、もう対応しないというふうに今回は判断していいのかどうか、答弁してください。

- ○副市長(阿南俊晴君) お答えをいたします。
- 現段階において、そういう決断的なものは判断はできないというふうに思っております。
- ○24番(泉 武弘君) 議長にお願いをしておきます。現在、不老泉は14万人が年間利用しているわけです。現在の利用者がいる中で、今回、行政は会議所にもう貸すということを意思表示している、それは会議所の議員連中はみんなそう言っていますから。これは、議会を超えた行為なのですよ。団体意思の決定は議会がやるわけですから、十分それらの進捗状況は議会に報告するように、議長からまた求めておいていただきたいと思います。
- ○議長(松川峰生君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。 上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ 所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす8日及び9日の2日間は、休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、10日 定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 56 分 散会